

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第13節 軽減税率</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-10 令第32条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 振替を承認したときは、申請書のうち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、<u>日本郵便株式会社</u>の消印年月日）とする。</p> <p>ホ及びヘ (省略)</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p>	<p>第13節 軽減税率</p> <p>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>9-10 令第32条第1項第16号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 振替を承認したときは、申請書のうち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、<u>郵便事業株式会社</u>の消印年月日）とする。</p> <p>ホ及びヘ (同左)</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p>